【介護保険施設整備の手続きについて】

1 介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事又は名 古屋市長の指定を受ける必要があります(ただし、介護老人保健施設及び介 護医療院は知事又は市長の開設許可)。

指定または許可を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるという、事前協議制を採用しています。

- 2 この手続きは、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に定められています。
- 3 事前協議の流れは、以下のとおりです。
- (1) 各相談センター及び整備予定地の市町村へ事前相談票を提出
- (2) 各相談センターから整備予定の市町村へ、確認及び意見聴取
- (3) 圏域における調整 (ワーキンググループ)
- (4) 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
- (5) 圏域保健医療福祉推進会議の結果を事前相談票提出者に通知
- 4 この手続きが必要な介護保険施設の種類は、次のとおりです。
- (1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護専用型特定施設入居者生活介護
- (5) 混合型特定施設入居者生活介護
- ※ 1 (1)(4)については、定員30名以上の施設が対象となる。
 - 2 (4)(5)については、
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム ③ 養護老人ホーム のうち、介護保険法に基づく指定を受けて、日常生活上の世話、機能訓練などを提供するものをいう。

このうち、入居者が要介護者に限られているものが「介護専用型」、入 居者が要介護者に限られていないものが「混合型」である。

3 (5)について(「混合型」)は、入居者が要介護者に限られていないので、 施設定員の7割を整備枠として設定する。